



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1

代々木1丁目ビル 14階

TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 続・はずれ馬券は経費として認められるか？

はじめに

以前、「はずれ馬券が経費として認められるか」という内容のメルマガで、2007年から2009年の3年間で競馬による配当、およそ30億円を申告していなかったとして7億円の追徴課税をされた大阪府の男性についてご紹介しました。

この男性はその後、最高裁においてははずれ馬券を経費として認められることとなり、大きな話題にもなりました。しかし、北海道の男性については経費として認められない地裁判決が出るなど、判断が分かれていることから、二つの判決について比較してみようと思います。

1. 一時所得と雑所得

税務上、個人の所得区分は10種類に分類され、その所得区分に応じて課税がなされます。

○事業所得

「その経済活動が、自己の危険と計算において、独立的に、営利性、有償性を有し、かつ、反復継続して営まれる業務」を、事業所得といい、原則として『収入金額－必要経費』で所得の計算をします。

○雑所得

事業所得や給与所得など、他の所得に該当しないものは雑所得に該当します。雑所得も事業所得と同様に『収入金額－必要経費』で所得を計算します。

○一時所得

営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得で、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものは一時所得に該当します。一時所得は『収入金額－収入を得るために直接的に要した経費』で所得を計算します。

税務署は、競馬による所得について、原則として一時所得として認識しています。一時所得の場合、はずれ馬券は「収入を得るために直接的に要した金額」ではないため、これらを経費に含めません。

2. 大阪府の男性は「雑所得」

冒頭で挙げた大阪府の男性については、最高裁判所3月の判決で、馬券の払戻金の所得区分を雑所得とし、はずれ馬券を経費として認めました。

男性の購入手法について、「独自の条件設定や計算式を用い、的中に着目しない網羅的購入を行った」と指摘、1日で多いときに1000万円以上、年間で10億円前後の馬券を購入している特殊性を鑑みて、「営利目的の継続的行為」として雑所得にあたり、そのうえで「外れ馬券を含むすべての購入代金が、当たり馬券に対応し、外れ馬券も必要経費として控除できる」という結論を出しました。また、5月29日には、所得税の基本通達において、営利を目的とする継続的行為から生じた競馬馬券の払戻金は雑所得に該当する旨を追加する改正がなされました。大阪府の男性の購入方法について判決の文言そのままに記載されています。国税庁：「所得税基本通達の制定について」の一部改正について <http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/150529/index.htm>

3. 北海道の男性は「一時所得」

一方で、競馬の外れ馬券の購入費を経費と認めず、6年間で所得税などおよそ5億円を追徴課税された北海道の男性は、東京地裁の5月の判決において、はずれ馬券が経費として認められませんでした。

この男性も「独自のノウハウに基づき、日本中央競馬会主催のほぼすべてのレースで数百万円から数千円程度の馬券を継続的に購入していた」と主張し経費と認めるよう訴えていましたが、判決では「金額は多額だが、ほぼすべてのレースを購入していたという客観的な証拠がなく、レースごとに個別に予想して馬券を購入した」と指摘。「機械的に購入していたとまでは言えず、一般的な愛好家と質的に大きな差はない」と判断し、一時所得による追徴課税を言い渡しました。

参考：時事通信

<http://www.jiji.com/jc/zc?k=201505/2015051400566&g=soc>

おわりに

それぞれのケースにおいて、重要視されたのはその「継続性」でした。大阪府の男性は「継続的、網羅的に購入」していた事実を示すことができ、北海道の男性はその事実が示せなかったことが正反対の判決となった一因であるように思えます。

同様の裁判はほかにも複数件争われているため、今後も注視していきたいと思っています。(担当：岩崎)

TEL.03 (5350) 7435

otoiawase@koyano-cpa.gr.jp

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/> ©KOYANO C. P. A OFFICE 無断転載・引用禁止